

議案第 14 号

飛騨市觀光施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市觀光施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市河合森林総合利用施設の廃止に伴う改正

## 飛驒市観光施設条例の一部を改正する条例

飛驒市観光施設条例（平成17年飛驒市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表飛驒市河合森林総合利用施設の部を削る。

### 附 則

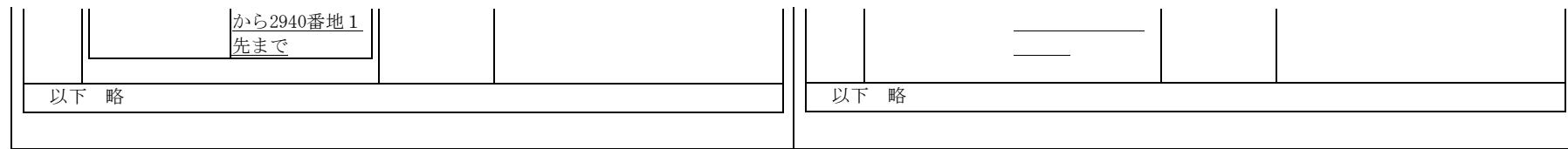
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

飛騨市観光施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改正案				
本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				本則・附則 略 別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）				
名称	位置	休館日等及び 開館時間等	使用料	名称	位置	休館日等及び 開館時間等	使用料	
飛騨市観光案内所の部～飛騨市古川ふれあい広場施設の部 略								
なかん じょ川 関連	名称	位置	休館日等	使用料	名称	位置	休館日等	
	飛騨市なかんじ よ野外劇場	飛騨市河合町元 田1084番地	休日 無休 開館時間等	施設区分	1 棟	飛騨市河合町元 田1084番地	休日 無休 開館時間等	
	飛騨市なかんじ よ川キャンプ場	飛騨市河合町元 田1085番地	開館時間 午前0時から 午後12時まで	1 時間	1,040	飛騨市河合町元 田1085番地	開館時間 午前0時から 午後12時まで	
	飛騨市なかんじ よ川つり公園	飛騨市河合町元 田1091番地		1 棟	20,950	飛騨市河合町元 田1091番地		
	飛騨市なかんじ よ川休憩所	飛騨市河合町元 田1092番地2		1 泊		飛騨市河合町元 田1092番地2		
飛騨市 河合森 林総合 利用施 設	施設区分	設置場所	休館日等	使用料	施設区分	設置場所	休館日等	
	休養施設	飛騨市河合町稻 越2809番地1	休日 無休 開館時間等	大人 (円)	1 棟	飛騨市河合町稻 越2809番地1	休日 無休 開館時間等	
	林間駐車場	飛騨市河合町稻 越2830番地1	開館時間 午前0時から 午後12時まで	小人 (円)	1 泊	飛騨市河合町稻 越2830番地1	開館時間 午前0時から 午後12時まで	
	休憩施設（B）	飛騨市河合町稻 越2881番地1		8,380		休憩施設（B）	飛騨市河合町稻 越2881番地1	
	休憩施設（C）	飛騨市河合町稻 越2881番地1		6,280		休憩施設（C）	飛騨市河合町稻 越2881番地1	
	遊水池及び湿性 植物見本園・電	飛騨市河合町稻 越2881番地1				遊水池及び湿性 植物見本園・電	飛騨市河合町稻 越2881番地1	
	気導入施設					気導入施設		
	林間歩道等	飛騨市河合町稻 越2815番地7先				林間歩道等	飛騨市河合町稻 越2815番地7先	

資料



## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について																
担当部	総務部																
提案理由	飛騨市河合森林総合利用施設の廃止に伴う改正																
制定改廃の根拠等	市独自の改正																
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨】</b></p> <p>飛騨市河合森林総合利用施設（Y u・M e ハウス）の運営については以前より赤字が続いていたが、コロナ禍による利用者数減少が追い打ちとなって、一層の収支悪化となった。指定管理者においては、他の指定管理施設との包括的経営により運営を続けてきたが、コロナ禍の収束が見通せない中で、宿泊や宴会の需要をホテル季古里ややまびこ館へ集中させて難局を乗り切りたいとの考え方から、指定期間短縮の協議を市に申し入れ、令和4年4月から休館している。</p> <p>このような経緯を踏まえつつ、当該施設の役割、耐用年数経過による老朽化等を勘案した結果、観光施設としての役目を終えたものと判断し、公の施設から普通財産へと変更するため、当該条例から削除するもの。</p>																
市民への影響等	<p>これまでと同程度の利用であれば、周辺類似施設（ホテル季古里、やまびこ館）において受入れ可能であり、利用者への影響はない。</p> <p>(参考) 飛騨市河合森林総合利用施設 令和3年度利用者数 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市民</th> <th>市民以外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日帰り（宴会、飲食等）</td> <td>478</td> <td>9</td> <td>487</td> </tr> <tr> <td>宿泊</td> <td>0</td> <td>512</td> <td>512</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>478</td> <td>521</td> <td>999</td> </tr> </tbody> </table>		市民	市民以外	計	日帰り（宴会、飲食等）	478	9	487	宿泊	0	512	512	計	478	521	999
	市民	市民以外	計														
日帰り（宴会、飲食等）	478	9	487														
宿泊	0	512	512														
計	478	521	999														
施行日	令和5年4月1日																
備考																	